



基準日の届出手続きについて 【よくあるご質問】

Q1	届出書※はどのように入手できますか？
A1	<p>国土交通省ホームページまたは当社ホームページよりダウンロードが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省ホームページ 基準日における届出手続に係る様式ダウンロード ● 当社ホームページ クローズアップコンテンツ 基準日における届出手続について (国土交通省ホームページヘリンク) ◇届出に必要な書類 ①届出書 <p>また、届出を行う行政庁窓口で配布・郵送等の対応をしています。詳しくは、所管行政庁へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省ホームページ 行政庁別の届出先・届出方法について <p>※届出書…建設業者さま（第1号様式） / 宅地建物取引業者さま（第7号様式）</p>
Q2	届出書類はどこに、どのように届出すればよいのですか？
A2	<p>所管行政庁が届出先です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事の許可、免許を受けている業者：都道府県の担当部署 ・国土交通大臣の許可、免許を受けている業者：地方整備局の担当部署 <p>具体的な届出先・届出方法は国土交通省ホームページをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省ホームページ 行政庁別の届出先・届出方法について <p>※書類の記入方法や届出方法については、所管行政庁へお問い合わせください。</p>
Q3	届出書はいつまでに届出すればよいのですか？
A3	<p>年2回の基準日から3週間以内までに行政庁への届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日3月31日（前年10月1日～当年3月31日までに引き渡した新築住宅） →4月21日までに届出を行ってください。 ・基準日9月30日（当年4月1日～当年9月30日までに引き渡した新築住宅） →10月21日までに届出を行ってください。 <p>※4月21日・10月21日が休日の場合は翌営業日になります。</p>
Q4	保険契約締結証明書が『建設業者向け』と『宅建業者向け』の2種類が届きました。どうすればよいですか？
A4	<p>建設業許可と宅地建物取引業者免許の両方を持っている住宅事業者さまの場合、行政庁への届出先がそれぞれ異なります。それぞれの所管行政庁へ届出を行ってください。（QA2をご参照ください）</p>
Q5	保険証券（保険付保証書）の発行依頼を忘れていました。どうすればよいですか？
A5	<p>保険証券（保険付保証書）が発行されていない場合、保険契約締結証明書に実績が反映されません。至急、保険証券発行依頼の手続きを行ってください。</p>
Q6	保険契約締結証明書が届かないのですが…？
A6	<p>基準日（3月31日・9月30日）から5営業日を目途に発送を行います。相当期間を過ぎても到着しない場合はハウスプラス住宅保証(株)までご連絡ください。 ※発送先は、ハウスプラス住宅保証(株)に届出された締結証明書送付先に発送いたします。</p>
Q7	届出期限（4月21日・10月21日）までに間に合わない場合、どうすればよいですか？
A7	<p>所管行政庁へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省ホームページ 行政庁別の届出先・届出方法について
Q8	保険契約締結証明書、保険契約締結証明書【明細】に記載されている戸数が違うのですが…？
A8	<p>今回の届出の対象物件であるか、以下についてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日3月31日（前年10月1日～当年3月31日までに引き渡した新築住宅） ・基準日9月30日（当年4月1日～当年9月30日までに引き渡した新築住宅） <p>①対象物件の保険証券発行依頼の忘れ、質疑対応中で保留になっている物件はありませんか？</p> <p>②物件の引渡し日が今回の基準日の対象期間ですか？</p> <p>③対象物件は住宅瑕疵担保責任保険（1号保険）ですか？ ※任意保険（2号保険）は届出の対象外です。</p> <p>④対象物件の中に共同住宅はございますか？ ※例えば、8戸の共同住宅の場合、戸数は8戸になります。1棟＝1戸ではありません。</p> <p>①～④に該当しない場合は、ハウスプラス住宅保証(株)までお問い合わせください。</p>

Q9	保険契約締結証明書【明細】に記載されている内容を訂正したいのですが…？
A9	<p>戸数の変更以外は住宅事業者さまにて修正することが可能です。その場合は、「取り消し線（2重線）+ 訂正印」により訂正願います。なお、戸数の変更についてはハウスプラス住宅保証(株)までご連絡ください。</p>
Q10	保険契約締結証明書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？
A10	<p>ハウスプラス住宅保証(株)までご連絡ください。なお、ご依頼から再発行まで少々お時間を頂戴いたします。</p>
Q11	保険契約締結証明書【明細】の『届出時の許可番号』と『届出時の免許番号』には何の番号を書けばよいですか？
A11	<p>・住宅建設瑕疵担保責任保険契約用（オレンジ封筒）：建設業の許可番号 ・住宅販売瑕疵担保責任保険契約用（ブルー封筒）：宅地建物取引業者の免許番号 (例：国土交通大臣 第●●●●●●●●号、●●県知事 第●●●●●●●●号)</p> <p>※ハウスプラス住宅保証(株)の事業者届出番号ではありません。</p>
Q12	行政庁に届出をしたのに、また保険契約締結証明書が届きましたが…？
A12	<p>保険契約締結証明書が発行された後に、新たに対象物件の保険証券（保険付保証書）が発行されますと、その都度保険契約締結証明書が発行されます。正しい情報が記載されているかを確認し、所管行政庁に再度届出を行ってください。</p>
Q13	ハウスプラス住宅保証(株)の事業者届を解約しましたが、保険契約締結証明書が届きました。どうしてですか？
A13	<p>平成21年10月1日以降に新築住宅の引渡しの実績がある場合、行政庁へ建設業または宅地建物取引業者の廃業届を提出していない限り、届出の義務が継続します。ハウスプラス住宅保証(株)の事業者届の解約とは関係ありません。廃業届を行政庁へ提出している場合は、ハウスプラス住宅保証(株)に事業者届出・登録変更届をご提出ください。</p>
Q14	引渡し戸数0戸とする保険契約締結証明書が届きました。届出は必要ですか？
A14	<p>届出は必要です。ハウスプラス住宅保証(株)からお送りしております保険契約締結証明書の添付は不要です。届出書を作成のうえ、所管行政庁へ届出を行ってください。（QA1、2をご参照ください）</p>
Q15	届出を行わないとどうなりますか？罰則等ありますか？
A15	<p>保険証券（保険付保証書）の発行をせず、保険付保状況を所管行政庁へ届出を行わないと法令上の規定がございますのでご注意ください。 例：住宅瑕疵担保履行法 1年以下の懲役・100万円以下の罰金 など</p>